

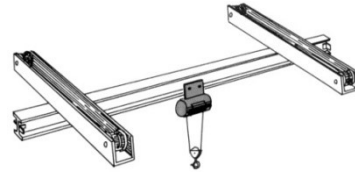
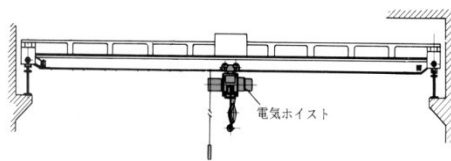
つり上げ荷重 5 トン未満 クレーン運転業務特別教育

旭川地方労働基準協会
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

つり上げ荷重 **5 トン未満** の、天井クレーン、床上操作式クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン等の運転業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して特別教育を実施しなければならないと定められております。

つきましては「クレーン取扱い業務等特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

(労働安全衛生法第59条第3項及び同規則第36条15号並びにクレーン等安全規則第21条第1項)



1. 講習日程(2日間)

受講日		時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第5回	学科	R5.3.4(土)	旭川市工業技術センター (旭川市工業団地3条2丁目)	1/24~2/17	40名
	実技	R5.3.5(日)			
		8:00~12:00(20名) 13:00~17:00(20名)			

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 講習料

会員 20,380円 会員外 23,680円

(テキスト代 1,680円、消費税 10%を含む)

※支払方法を申込依頼書に○印で表示願います。

(振込の場合は、振込先をお知らせします)

3. 申込方法

受付期間内に、申込依頼書を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、**定員 40名** に達し次第しめきりますので、事前に受付状況をご確認下さい。

4. 添付するもの

写真 1 枚 (30 ミリ×24 ミリ)

5. 教育科目

学 科	クレーンに関する知識	3時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	クレーンの運転	3時間
	クレーンの運転のための合図	1時間

6. 修了証等

2日間の講習を修了した者に修了証を交付し、事業所に教育についての記録証明書を発行いたします。

7. 注意事項

欠席の場合、講習日前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

クレーン運転業務特別教育受講申込依頼書

(つり上げ荷重5トン未満)

写真

30mm×24mm

裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

※印の欄は記入しないで下さい

受講日	/ ~ /		※受講番号	
ふりがな		男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年 月 日生
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記 (希望する・希望しない)			
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→			
	★戸籍抄本、住民票等の添付が必要			
住所	〒 - 携帯(-)			
事業場名				
事業場所在地	〒 -			
連絡先	電話	- -	FAX	- -
	担当者		担当者部署	
講習料支払方法 (○印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会へ持参 ★いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います			
※会員区分	会員	コードNo. 55	講習料 20,380円	※入金日
	非会員	コードNo. 56	講習料 23,680円	

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



●申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会 検索

